（講習修了者等の報告）

第二十八条　登録講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、講習の区分ごとに講習実施年月日、講習受講者数及び講習修了者数を記載した報告書に、講習の区分ごとに講習修了者の氏名、生年月日、住所、講習番号及び修了番号を記載した講習修了者名簿を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（修了証書の再交付）

第三十六条　第十八条第五項の修了証書を汚し、損じ、又は失つて再交付を必要とする者は、当該修了証書を発行した者に、その者が定める修了証書再交付申請書を提出して再交付を受けることができる。

2　修了証書を汚し、又は損じてその再交付の申請をする場合は、前項の修了証書再交付申請書に当該修了証書を添付しなければならない。

別表第一（第十一条関係）

公害防止管理者の種類	学歴及び実務の経験		
	学歴	実務の内容	経験年数
大気関係第一種公害防止管理者、大気関係第三種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者	一　［略］	［略］	［略］
	二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］	［略］
	三　［略］	［略］	［略］
	四　［略］	［略］	［略］
水質関係第一種公害防止管理者、水質関係第二種公害防止管理者、水質関係第三種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者	一　［略］	［略］	［略］
	二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］	［略］

（講習修了者等の報告）

第二十八条　登録講習機関は、講習を実施したときは、遅滞なく、講習の区分ごとに講習実施年月日、講習受講者数、講習修了者数を記載した報告書に、講習の区分ごとに講習修了者の氏名、生年月日、住所、講習番号及び修了番号を記載した講習修了者名簿を添えて経済産業大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

2　［略］

（修了証書の再交付）

第三十六条　第十八条第五項の修了証書を汚し、損じ、または失なつて再交付を必要とする者は、当該修了証書を発行した者に、その者が定める修了証書再交付申請書を提出して再交付を受けることができる。

2　修了証書を汚し、または損じてその再交付の申請をする場合は、前項の修了証書再交付申請書に当該修了証書を添付しなければならない。

別表第一（第十一条関係）

公害防止管理者の種類	学歴及び実務の経験		
	学歴	実務の内容	経験年数
大気関係第一種公害防止管理者、大気関係第三種公害防止管理者及び大気関係第四種公害防止管理者	一　［略］	［略］	［略］
	二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］	［略］
	三　［略］	［略］	［略］
	四　［略］	［略］	［略］
水質関係第一種公害防止管理者、水質関係第二種公害防止管理者、水質関係第三種公害防止管理者及び水質関係第四種公害防止管理者	一　［略］	［略］	［略］
	二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において薬学、工学、化学若しくは農学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］	［略］